

【税率】

●市民税・県民税

市民税		県民税	
課税所得金額	税率	課税所得金額	税率
一律	6%	一律	4%

※退職所得、山林所得、土地建物の譲渡所得等については、他の所得と分離してそれぞれ個別の税率で計算します。

●所得税

課税される所得金額	税率	速算控除額
195万円未満	5%	0円
195万円以上 330万円未満	10%	9万7500円
330万円以上 695万円未満	20%	42万7500円
695万円以上 900万円未満	23%	63万6000円
900万円以上 1800万円未満	33%	153万6000円
1800万円以上 4000万円未満	40%	279万6000円
4000万円以上	45%	479万6000円

※退職所得、山林所得、土地建物の譲渡所得等については、ほかの所得と分離してそれぞれ個別の税率で計算します。

※所得税を納める義務のある人は、平成25年から令和19年まで復興特別所得税も併せて納めることになっています。

$$\text{復興特別所得税} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

【所得控除】

●所得控除（人的控除）

所得控除		市民税・県民税	所得税
基礎控除		（後述の基礎控除の部分をご覧ください）	
配偶者控除	一般	限度額 33万円	限度額 38万円
	老人	限度額 38万円	限度額 48万円
配偶者特別控除		限度額 33万円	限度額 38万円
扶養控除	一般	33万円	38万円
	特定	45万円	63万円
	老人	38万円	48万円
	同居老親等	45万円	58万円

障害者控除	普通	26万円	27万円
	特別	30万円	40万円
	同居特別 障害者	53万円	75万円
寡婦控除		26万円	27万円
ひとり親控除		30万円	35万円
勤労学生控除		26万円	27万円

基礎控除

合計所得金額が2500万円以下の方のみ対象となります。

合計所得金額	市民税・県民税	所得税
2400万円以下	43万円	48万円
2400万円超～2450万円以下	29万円	32万円
2450万円超～2500万円以下	15万円	16万円
2500万円超	0円（適用なし）	0円（適用なし）

●所得控除（物的控除）

所得控除	市民税・県民税	所得税
生命保険料控除（新制度）	合計控除限度額 7万円	合計控除限度額 12万円
〔内訳〕 一般・介護医療・個人年金分	限度額 各2万8千円	限度額 各4万円
生命保険料控除（旧制度）	合計控除限度額 7万円	合計控除限度額 12万円
〔内訳〕 一般・個人年金分	限度額 各3万5千円	限度額 各5万円
地震保険料控除	合計控除限度額 2万5千円	合計控除限度額 5万円
〔内訳〕 地震保険料分	限度額 2万5千円	限度額 5万円
〔内訳〕（旧）長期損害保険料分	限度額 1万円	限度額 1万5千円

※雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除については、市県民税と所得税とで控除額は同じです。

【税額控除】

配当控除の税率が、市県民税と所得税とでは異なります。

市県民税のみに適用される税額控除（調整控除）や、所得税のみに適用される税額控除（政党等寄付金特別控除など）があります。